

監査委員公表第 5 号

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和元年 12 月 16 日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査の実施日

令和元年 10 月 16 日（水）

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 前田 憲一郎

3. 監査対象とした部課

健康福祉部福祉保険課

健康福祉部高齢介護課

4. 監査の範囲

令和元年度 8 月末における財務並びに事務の執行状況
(指定する個別事業説明)

福祉保険課

(1) 障がい者医療費給付補助事業

(2) 保健普及事業

高齢介護課

(1) 地域介護予防活動支援事業

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

5. 監査の着眼点

今回の定期監査は、当該事業年度の間中期に実施し、上半期の事業予算の執行状況を振り返り、年度予算の最終執行の見通しに対して、課題があるか否かをチェックする節目の役割を持たせ、課題があればそれを下半期でどう解決し事業の目的を達成させるか、足元を見つめなおすためのきっかけづくりにしたいと考え、監査を実施した。

6. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

7. 監査実施による各課概要

(1) 福祉保険課

福祉保険課は課長以下、福祉・障がい者支援班 6 名、国保年金班 6 名の計 13 名が配置されている。

福祉保険課は、社会福祉、障がい者福祉、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金等に係る事務を担当している。

「福祉・障がい者支援班」は、民生委員・児童委員、行旅病人及び行旅死亡人、保護司に関すること、障がい者の相談業務、障がい者医療の助成等、社会福祉及び障がい者福祉に係る事務を担当している。

近年、精神障がい者の増加に伴い、障がい福祉サービス等に係る費用である自立支援給付費が年々増加傾向にあり、サービス支給のさらなる充実を求める声が利用者から上がっていることを受け、今年度は、児童通所において、サービスの支給基準を改正した。

「国保年金班」は、国民健康保険事業の企画運営、被保険者資格の得喪、国民健康保険税の賦課徴収、療養の給付、後期高齢者医療受給者の資格の得喪、国民年金被保険者の資格得喪、国民年金制度の普及に関すること等、医療保険及び年金に係る事務を担当している。

今年度は、国民健康保険被保険者証の更新に伴い、国の指導に基づき、70 歳以上の被保険者について、被保険者証及び高齢受給者証の一体化を図り、利用者の利便性向上を図った。また、保健普及事業においては、被保険者の健康保持及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査の結果やレセプトデータを活用し、既存の個別保健事業を評価、整理した。また、データヘルス計画に基づく個別保健事業の改善、評価を行う国保ヘルスアップ事業を外部団体に委託し、事業の執行については子育て・健康課が担当している。

(2) 高齢介護課

高齢介護課は課長以下、地域包括ケアシステム班 3 名、介護保険班 6 名（うち 1 名は神奈川県へ派遣中）の計 9 名が配置されている。

高齢介護課は、地域包括ケアシステム、在宅医療・介護連携、認知症施策、生活支援サービス、介護保険事務に関すること等を担当している。

「地域包括ケアシステム推進班」は、地域包括ケアシステム及び地域の通いの場の運営支援、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に関すること等を担当している。

今年度は、地域ケアシステムの推進に向け、地域支援事業に位置付けられた事業について取り組むとともに、2 箇年で実施する高齢者福祉計画

の改定作業に伴い、アンケート調査（日常生活圏域ニーズ調査）を実施している。

「介護保険班」は、介護保険事業の企画運営、介護保険運営協議会の開催、第一号被保険者の保険料の賦課徴収、要介護認定等、介護保険に係る事務を担当している。

今年度は、第 7 期事業計画の中間年にあたるため、第 8 期事業計画に向けた情報収集を行うとともに、在宅介護実態調査を実施する予定である。

8. 監査結果

各課とも令和元年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。

以下、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

（福祉保険課）

- 1) 増加している在宅障がい者やその家族の負担軽減を図るため、関係部署や団体との連携を深め、更に取り組みを強化することが望まれる。また、障がい者医療費助成等、各種福祉サービスの提供については、町民等の理解、協力を得られるよう、代替サービスの提供により享受するメリットについて、丁寧な説明周知に努められたい。
- 2) 判断能力の不十分な方々の権利を保護し、支援していくための成年後見制度に対する周知、啓発を図るとともに、個別の相談事案には丁寧に対応し、対象事案が発生した際に円滑な移行が図られるよう、取り組みを進められたい。
- 3) 今年度は、国民健康保険税において、資産割の廃止と納期の変更を行った。今後、徴収事務に齟齬を生ずることが無いよう、更に加入者ニーズに寄り添い、国民健康保険財政の維持改善に取り組むことが望まれる。
- 4) 国保ヘルスアップ事業委託については、重症化予防のための PDCA サイクルを考慮しつつ、特定健診未受診者に対する調査・分析を通じて、受診率のさらなる向上に向けた取り組みを図られたい。また、後発医薬品の推奨やドクターショッピングの解消などによる医療費適正化、健康寿命延伸に向けた各種事業の企画、立案につなげられるよう、引き続き、子育て・健康課やその他関係機関等との連携を深められたい。

（高齢介護課）

- 1) 地域高齢者福祉については、通いの場をはじめ、活発に行われているが、今後は、在宅介護の実態を更に丁寧に調査し、家族やその関係者に寄り添い、負担軽減に取り組むことが望まれる。

- 2) 敬老祝金の支給額改正など、町民サービスの見直し縮減については、町民の理解、協力を得た上での改正となるよう、丁寧な説明が望まれる。
- 3) お互いさま推進協議会を中心とする生活支援体制整備については、地域福祉の発展につながる活動となるよう、必要に応じて、町内における既存の各種団体との協力連携を図るとともに、生活支援コーディネーターが働きやすい環境を提供しつつ、事業活動を推進されたい。
- 4) 在宅医療・介護連携推進事業については、費用対効果を考慮し、2町において、より効果的な事業活動となるよう、大磯町と連携を図りながら工夫した事業運営を実施されたい。

9. まとめ

今回の定期監査では、上半期終了時点における重要な懸案事項は見当たらず、年度末には目的に沿った事業と年度当初に予定していた予算の効率的かつ効果的な執行が期待できるものと推察される。

各課とも事務の簡素化、効率化、省力化により様々な事務改善を図っているが、各課における事務改善が庁内全体へ波及し相乗効果をもたらすよう、今後もさらなる工夫、改善を積極的に図られるよう、努められたい。

各種協議会等の開催については、開催時期や開催内容、開催方法等を随時見直し、町民の豊かな知恵や活力を行政運営に活かせるような仕組みづくりを図られたい。

また、各種団体への補助金は費用対効果の視点も取り入れ、報告書の内容を工夫するなどして、なお一層効果的な補助金の活用を図られたい。

以上